基 発 0 6 2 5 第 2 号 平成 2 6 年 6 月 2 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令の施行について

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令(平成 26 年厚生労働省令第 70 号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成 26 年 7 月 31 日から施行されることとなったところである(別添 1 及び別添 2 参照)。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

改正省令は、委託研究等により、屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業においても、粉じん濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「規則」という。)別表第3に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、規則について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の内容

呼吸用保護具の使用が必要な作業を定める規則別表第3について、新たに第6号の 2として「屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、 又はばり取りする作業」を加えることとしたこと。

これにより、手持式又は可搬式動力工具(研磨材を用いたものに限る。)を用いて 岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業については、屋内、坑内又はタンク、 船舶、管、車両等の内部において行う場合に加えて屋外において行う場合についても、 規則第27条(呼吸用保護具の使用)の規定が適用になるものであること。

なお、第6号の2の「屋外」とは、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の 内部」以外の場所をいうこと。

【別添1】

○厚生労働省令第七十号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項の規定に基づき、粉じん障害防止規則

の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令

粉じん障害防止規則 (昭和五十四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第六号中「限る。」の下に「次号において同じ。」を加え、 同号の次に次の一号を加える。

六の二 別表第一第七号に掲げる作業のうち、 屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又

は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業

附則

この省令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

別 添 2

粉じん障 害 防 止 規 則 \mathcal{O} 部を改正 する省 令 新 旧 対 沼照条文

○粉じ ん障 害 防 止 規 則 昭 和 五. 十 匹 年労働省令第十八号)

場所における作業				五.			四	_	別表		
ける作業 ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	Ī	折	材	表	業	具	表	三の	第三		
作業	i	おけ	吹き	第一		用い	第一	三			
、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る 磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫めを裁断し、彫り、又は仕上げする作 工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業のうち、手持式又は可搬式動力 四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動がを裁断し、彫り、又は仕上げする業 別表第三 (略) 別表第三 (略)	1	作	けによ	六号		岩石	六号	(略)		改	
・ 又は岩石若しくは鉱物を彫る 磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫断し、彫り、又は仕上げする作 工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げするのうち、手持式又は可搬式動 一〜三の三 (略) 別表第三 第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動のうち、手持式又は可搬式動 別表第三 領表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動			り、	第七		鉱	掲げ				
又は岩石若しくは鉱物を彫る 磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫し、彫り、又は仕上げする作 工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする 業 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動うち、手持式又は可搬式動 一〜三の三 (略) 現表第二第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動うち、手持式又は可搬式動 対表第三			菻	号に掲		を裁断	作業の			正	
石若しくは鉱物を彫る 磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫り、又は仕上げする作 工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする 業 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動一〜三の三 (略) 現表第三 (略) 現表第三 (略) 現表第三 (略) おおいておいておいておいておいておいておいておいておいておいておいておいておいて			は	げる作		し、彫	うち、				
は仕上げする作 工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作 工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする 業 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動 一〜三の三 (略) 現表第三 現表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動 では鉱物を影る 場所における作業			石若	業の		又	持				
の、研 工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げするする作 工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする業 エ具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする 業			くは鉱	ち、 屋		は仕上	は				
別表第三 (略) 現 行			を 彫	0,		する	式動				
場所における作業 現 行			る	研		作	力		別		
おける作業 現 行		場	塺	五.	\\\	_	兀		表		
現 現 現 現 現 現 現 現 に 現 に 現 に 現 に 現 に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に に れ に に に に に に に に に に に に に	Ī		材		未	具		$\frac{5}{\Xi}$	弗三		
は岩石若しくは鉱物を彫る作業のうち、屋外の、まり、又は仕上げするち、屋外の、	i	折におけ	材の吹き	表第一	未	具を用い	表第一	〜 三の三	男 三		
は岩石若しくは鉱物を彫る作業のうち、屋外の、まり、又は仕上げするち、屋外の、	1	新における作	材の吹き付けに	表第一第六	未	具を用いて岩石	表第一第六号	の三(第 三	現	
は岩石若しくは鉱物を彫る作業のうち、屋外の、まり、又は仕上げするち、屋外の、	1	新における作	材の吹き付けにより、	表第一第六	未	具を用いて岩石又は鉱	表第一第六号に掲げ	の三(邦 二	現	
行 作業のうち、屋外の、 手持式又は可搬式動 手持式又は可搬式動	1	新における作	材の吹き付けにより、研磨	表第一第六	术	具を用いて岩石又は鉱物を裁	表第一第六号に掲げ	の三(弗三	現	
鉱 屋 上 可 物 外 げ 搬 を の す 式 彫 る 動	1	新における作	材の吹き付けにより、研磨し、	表第一第六号又は第七号に掲げる	未	具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、	表第一第六号に掲げ	の三(弗三	現	
を の す 式	1	新における作	材の吹き付けにより、研磨し、	表第一第六号又は第七号に掲げる作	未	具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、	表第一第六号に掲げる作業のうち、手持	の三(弗三		
彫 、 る動	1	新における作	材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは	表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、	未	具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、	表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は	の三(弗三 -		
2 // 11 //	1	新における作	材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を	表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外	未	具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げ	表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式	の三(弗三.		

又は金属を裁断する作業で、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、目(研磨材を用いたものに限る。次号において同じ。)を用い、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工、 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク場所における作業 (新設)

(新設)

大 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク

別表第 第七号に掲げる作業 のうち、 手

-七 (略) は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し 又 は

七~十

ŋ

七~十七

、傍線部分は改正 部分)